

### 第3節 不当労働行為事件の審査

#### 1 概要

令和7年中の不当労働行為事件の新規申立て件数は2件で、取扱件数は前年からの繰越し11件と合わせて13件である。そのうち4件が年内に終結し、残り9件は翌年への繰越しとなった。

当委員会では、審査期間の目標を「1年3月以内」としている。令和7年中の終結事件4件のうち、全件が目標期間を超える結果となった。終結事件4件の平均処理日数は、911日（約2年6か月）となっている。

(1) 不当労働行為事件の取扱件数 (単位：件)

区 分		年					
		3年	4年	5年	6年	7年	
係 属 事 件	前年からの繰越し	3(1)	3	8(1)	10(1)	11(2)	
	新規申立て	3	6(1)	4(1)	1(1)	2(2)	
	合 計	6(1)	9(1)	12(2)	11(2)	13(4)	
終 結 事 件	取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ			1		
		和 解	無関与				
			関 与	1		1(1)	1
	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済					2
		一 部 救 済	2(1)				
		棄 却					1(1)
		却 下		1			
	合 計		3(1)	1	2(1)		4(1)
	翌年への繰越し		3	8(1)	10(1)	11(2)	9(3)

(注)・( ) は合同労組からの申立てであり、内数である。

## (2) 終結事件の平均処理日数

(単位：日)

区 分		年				
		3年	4年	5年	6年	7年
取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ			438		
	和 解	無 関 与				
		関 与	183		182	
命 令 ・ 決 定	全 部 救 済					972
	一 部 救 済	562				
	棄 却					1027
	却 下		673			
総 平 均		436	673	310		911

※6年に終結した事件は該当なし。

## 2 不当労働行為事件一覧

事件番号	業種等	法7条該当号	救済申立内容	申立て 審査の実施状況 終結 処理日数	担当
3 (不) 2	業種：教育、学習支援業 従業員数：494名	1, 3	1 懲戒処分の取消し及び賃金補償 2 謝罪文の掲示	申立て 3.8.4 調査8(0)回 審問3(0)回 調査の再開 再開 6.8.9 結審 6.9.6 全部救済命令 7.2.5 1282日	公 石井 労 山崎 海老原 永富 使 天野 酒寄 伊藤
3 (不) 3	業種：サービス業 従業員数：850名	1	1 組合員の定年後再雇用期間終了後の雇用及び賃金補償 2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告	申立て 3.11.5 調査14(2)回 審問 1(1)回 4(不)1申立て 4.4.27 4(不)2申立て 4.5.18	公 沼田 末吉 長谷川 労 平野 永富 使 横山 熱田 高橋 平川
4 (不) 1	業種：サービス業 従業員数：850名	2	1 謝罪文の交付及び掲示 2 命令履行の文書報告	4(不)4申立て 4.8.25 5(不)3申立て 5.5.30	使
4 (不) 2	業種：サービス業 従業員数：850名	1	1 組合員の定年後再雇用期間終了後の雇用及び賃金補償 2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告	併合 4.6.21 3(不)3、4(不)1、 4(不)2 併合 4.9.20	
4 (不) 4	業種：サービス業 従業員数：850名	1	1 組合員の定年後再雇用期間終了後の雇用及び賃金補償 2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告	4(不)4 併合 5.7.14 5(不)3 調査の再開 再開 7.12.23	
5 (不) 3	業種：サービス業 従業員数：850名	1	1 組合員の定年後再雇用期間終了後の雇用及び賃金補償 2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告		
4 (不) 5	業種：医療、福祉 従業員数：1,070名	1, 2, 3	1 別組合との差別待遇の解消 2 組合員に対する差別待遇の解消 3 新設の手当制度によって生じた従来支給額との差額の支払	申立て 4.10.21 調査10(2)回	公 船越 山下 藤岡 労 太田 濱 使 酒寄 平川

			4 労働者代表選挙の公正な実施 5 謝罪文の掲載		伊藤
4 (不) 6	業種：運輸業、郵便業 従業員数：160名	1	1 原職復帰及びバックペイ 2 謝罪文の掲載	申立て 4.12.9 調査7(0)回 審問1(1)回 公益委員の忌避 申立て(労) 6.8.23 決定(却下) 6.9.26 棄却命令 7.9.30 1027日	公 沼田 末吉 労 海老原 濱 使 高橋 天野
5 (不) 2	業種：運輸業、郵便業 従業員数：1,000名	1,3	1 懲戒処分の撤回 2 賃金補償 3 謝罪文の掲載	申立て 5.5.16 調査4(0)回 審問1(0)回 全部救済命令 7.3.6 661日	公 石井 労 海老原 使 永富 高橋 酒寄 篠崎
5 (不) 4	業種：教育、学習支援業 従業員：300名	1,2,3	1 解雇の撤回 2 原職復帰及びバックペイ 3 謝罪文の掲載 4 団体交渉承諾及び誠実交渉	申立て 5.6.14 調査7(0)回 審問2(2)回 和解3(3)回 関与和解 7.4.17 674日	公 山下 労 平野 濱 使 天野 平川
6 (不) 1	業種：製造業 従業員：97名	1,3	1 懲戒処分の撤回 2 原職復帰及びバックペイ 3 謝罪文の掲載 4 便宜供与 5 他組合との差別扱い禁止	申立て 6.11.6 調査4(4)回	公 藤岡 労 太田 使 永富 伊藤 篠崎
7 (不) 1	業種：生活関連サービス業、娯楽業 従業員：250名	1,2	1 団体交渉の実施 2 組合員との業務委託契約の解約の撤回及び従前と同一内容での契約更新 3 謝罪文の掲載	申立て 7.2.7 調査4(4)回	公 長谷川 労 平野 海老原 横山 使 天野 篠崎
7 (不) 2	業種：生活関連サービス業、娯楽業	1,2,3	1 組合員へのシフトカット命令の撤回 2 賃金補償	申立て 7.3.3 調査4(4)回	公 長谷川 労 平野 海老原

	従業員：250名		3 組合員へのシフトカット命令が支配介入であったことの確認 4 団体交渉の実施 5 団交中止が支配介入であったことの確認 6 謝罪文の掲載		横山 使 天野 篠崎
--	----------	--	--	--	------------------

- (注)・ 業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し、記載した。
- ・ 従業員数は申立て時点における概数である。
  - ・ 審査の実施状況の欄中、調査△(□)回は、申立てからの通算実施回数を△回、令和7年中の実施回数を(□)回と表示している。
  - ・ 処理日数は、申立てから終結までの通算日数である。